

管理運営施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年10月26日

(一部改訂)令和2年11月26日

(一部改訂)令和3年6月21日

(一部改訂)令和4年5月23日

中央区立社会教育会館

本ガイドラインは、令和2年9月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡に基づき改定された業種別ガイドラインを参考に、当施設における新型コロナウイルス感染拡大予防対策をまとめたものです。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染状況における動向等を踏まえ、必要に応じ今後も適宜改訂を行うものとします。

1 感染防止のための基本的な考え方

施設貸出にあたっては、安全・安心してご利用いただけるよう、施設管理者、利用者、主催者等が互いに理解・協力しながら、感染拡大防止に努める必要があります。

施設管理者としては、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、特に、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる「三つの密」(①密閉、②密集、③密接)を徹底的に避け、感染を拡大させることのないよう対策に取り組めます。

2 リスク評価

(1) 接触感染

他者と共有する物品やドアノブなど不特定多数が触れる場所を特定し、高頻度に接触する箇所(ドアノブ、電気のスイッチ、エレベーターのボタン等)については特に注意して評価します。

(2) 飛沫感染

館内における換気の状態を考慮しつつ、利用する施設、利用内容等を踏まえ、人と人の距離をできるだけ2m、最低でも1m空けることとします。また、施設管理者と来場者、主催者と来場者等、人と人が接触すると考えられる場面では、対面での長時間の会話、大声での呼びかけ、マスクを外す可能性等がある場所等の状況を評価します。

(3) 集客施設

大規模な人数の移動が見込まれるか、県域を越えた移動が見込まれるか、施設内での入退場が長時間滞留せず人と人の距離が一定程度確保できるかどうか等について、これまでの施設の利用実績等に鑑み評価します。

(4) 地域における感染状況

地域の生活圏において、地域での感染者の確認状況を踏まえた施設管理への影響について評価します。

3 施設管理者が講じる対策

(1) 施設の対策

【共通事項】

- ◆各種注意喚起の掲示をします。
- ◆ソーシャル・ディスタンス確保のため、案内表示やサイン等により注意喚起します。
- ◆館内清掃、消毒、換気を徹底します。
- ◆出入口などに消毒液を設置します。
- ◆指定した場所以外での食事は禁止させていただきます。
- ◆テーブル、イス、ゴミ箱など、一部備品を一時的に撤去または配置換えをしております。
- ◆空調設備による換気を常時行います。

【受付等】

- ◆窓口や受付などには、飛沫感染防止用のアクリル板衝立などを設置します。
- ◆貸出物についても消毒を徹底します。

【トイレ】

- ◆トイレの蓋を閉めて水洗するように表示します。

【集会施設・会議室等】

- ◆テーブル・椅子等は定期的に消毒清掃します。
- ◆開閉可能な窓については、適宜開閉を行い、常時換気に努めます。

(2) 従事者への対策

- ◆スタッフは毎日検温を実施し健康状態を確認します。
- ◆手洗い、手指消毒、うがいを徹底します。
- ◆平熱と比べて高い発熱がある場合や下記の症状等に該当する場合には、自宅待機等の対応をとります。
 - ◇咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状
 - ◇PCR検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - ◇過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問歴及び当該在

住者との濃厚接触がある場合 等

- ◆原則として、スタッフはマスクを着用します。また、一部スタッフはフェイスガードや手袋を着用する場合がございます。
- ◆会議や打合せでは、対面にならない席配置とするなど、従事者間の感染リスクを低減するように努めます。
- ◆清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底します。

(3)その他

来館者やスタッフが感染症を発症した際は、保健所と適切に連携して対応するとともに、必要に応じ、ウェブサイトなどで情報提供を行います。

4 利用者(来場者)へ協力を求める具体的な対策

利用者(来場者)へ協力を求める具体策は以下のとおりです。

- ◆下記に該当する方は、体調を最優先していただき、ご来館をお控えください。
 - ◇平熱と比べて高い発熱や、咳、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、吐き気、嘔吐、だるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方、その他、体調に不安がある方。
 - ◇新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある方。
 - ◇過去 2 週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある方。
- ※基礎疾患(糖尿病・心不全・呼吸器疾患等)をお持ちの方、妊娠中の方は、医師の判断や関係機関の情報をご確認の上、慎重なご判断をお願いいたします。
- ◆利用する団体の代表者は、当日の利用者全員の連絡先を把握し、保健所等から名簿の提出を求められた場合は協力してください。
- ◆原則、マスクの常時着用にご協力ください。マスクを着用でない方の入館はご遠慮いただきます。
- ◆咳エチケットやこまめな手洗い、手指消毒をお願いいたします。
- ◆ご利用の際は、お時間に余裕を持ってお越しください。
- ◆ほかの人との距離をできるだけ空けるようお心がけいただき、整列や入退場、移動時等のソーシャル・ディスタンスの確保にご協力ください。
- ◆大きな声での会話はできるだけお控えください。
- ◆利用時間内においても、ドアや窓を開放する等、こまめに換気を行ってください。
- ◆施設管理者や主催者が講じる感染防止策に協力してください。
- ◆日本政府の新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)をご活用ください。
- ◆館内施設のご利用に際しては、施設や催事ごとにさらなる細かな注意事項やお願いがある場合がございますので、当施設や各主催者による注意事項などを事前にご確認いただきますよう、お願いいた

します。

5 主催者へ協力を求める具体的な対策

主催者へ協力を求める具体策は以下のとおりです。

(1)施設利用

- ◆利用者・来場者等に対し、ガイドラインを踏まえた対応方針を事前に周知してください。
- ◆利用日において、3密(①密閉、②密集、③密接)にならないような運営をお心掛け下さい。(休憩時間を取る、入退場制限等)
- ◆感染予防に対応した座席対策をお願いします。
- ◆ホールや舞台を利用する場合は、最前列までの距離は、水平距離で最低2m以上空けるようにしてください。
- ◆利用者・来場者の氏名・連絡先を把握し、名簿を作成してください。また、利用者等の中から感染者が発生した場合には、必要に応じて保健所等への公的機関へ情報提供することを事前に周知してください。
- ◆必ずマスクを常時着用してください。
- ◆利用者・来場者が使用する消毒液は主催者が準備してください。
- ◆利用時において、利用承認を受けた施設内の手すりやボタン等のこまめな消毒をお願いいたします。
- ◆参加者に対する体温チェックを実施してください。平熱と比べ高い発熱のある方や体調不良の方については入場をお断りください。
- ◆指定した場所以外での食事はできない旨事前に周知してください。
- ◆入場列、受付列などはソーシャルディスタンスを確保できる運営をお願いします。
- ◆紙チケット等を利用する場合は、もぎりの簡略化に努めてください。来場者の連絡先把握のためオンラインチケット化を推奨します。
- ◆配布物は手渡さず、来場者が自分で取るようにしてください。
- ◆紙でのアンケート実施はご遠慮ください。
- ◆大声を出す者への注意や対応ができる体制を整備してください。
- ◆利用時間中においても、休憩時間等を活用して、換気に努めてください。
- ◆公演後の面会等、公演関係者と来場者との接触は控えてください。花束・プレゼント等も受け渡しのないようにお願いします。出待ちなどもご遠慮ください。
- ◆窓のある部屋は可能な限り窓を開けて実施してください。窓のない部屋は、休憩中など随時換気をお願いします。
- ◆退場時は混雑しないよう順次退場を促してください。
- ◆交通機関の分散利用を促進してください。
- ◆催し物の中止時や利用者の参加拒否時における払い戻しの措置等について明記し、周知してください。

- ◆日本政府の新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)のダウンロード促進等の周知をしてください。
- ◆結果報告資料をホームページ等で公表してください。

(2)従事スタッフ等

- ◆3密にならないように人数調整や、当日の人員配置等も検討して実施してください。
- ◆来館前に検温をし、平熱より高い発熱がある場合や、咳や咽頭痛などの症状がある等、体調が優れない場合は従事を控えてください。
- ◆原則マスクを着用してください。咳エチケット、手洗い、手指等の消毒を周知徹底してください。

(3)その他

- ◆万が一、感染の疑い・感染者が出た場合は、至急担当者に連絡をお願いします。
- ◆保健所等から協力要請があった場合はご対応をお願いします。
- ◆当施設では感染予防の対策を講じますが、新型コロナウイルスの感染リスクがあることをご理解の上、ご利用をお願いします。
- ◆感染者が出た場合の施設消毒については、利用団体に費用をご負担いただく場合がありますので、上記対応の徹底をお願いします。

6 施設利用における制限・ルール

(1)定員の100%を上限とする利用

- ◆利用内容が、クラシック音楽等コンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、演芸、公演、式典などに該当すること。
- ◆利用内容に大声での歓声・声援等がないこと。
- ◆これまでの主催者・利用団体等の開催実績において、利用者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態が見られないもの(開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの)
- ◆これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。
- ◆発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。

(2)定員の50%を上限とする利用

- ◆「観客等が、(ア)通常よりも大きな声量で、(イ)反復・継続的に声を発すること」を「大声」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないもの。